

京都市告示第 387 号

京都市美術館条例第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館を臨時に開館します。

平成 20 年 12 月 12 日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日 平成 21 年 1 月 3 日（土）及び 1 月 4 日（日）

（美術館）